

愛知県特別障害者手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	清須市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	67-2： 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	愛知県特別障害者手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年清須市条例第30号）別表第1 第7の項 愛知県特別障害者手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第129号） 第1条	清須市愛知県特別障害者手当等支給要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	（この法律の目的） 第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	（趣旨） 第1条 この告示は、在宅の重度障害者の福祉の向上を図るために支給する特別障害者手当等に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		清須市愛知県特別障害者手当等支給要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項2号	清須市愛知県特別障害者手当等支給要綱 第4条
②事務の内容	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務	特別障害者手当等の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項2号	障害時福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第2条第4号及び第5号並びに第15条第4号及び第5号清須市愛知県特別障害者手当等支給要綱 第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報	
届出日	2016年09月30日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条 例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	

